

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている世帯に属していないこと。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。